



越前町立越前中学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 策定

越前町立越前中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 策定

はじめに

本校は、教育目標「自ら求め、磨き、高め合う生徒の育成」の具現化にむけて、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校をめざしています。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、越前町、越前町教育委員会、関係機関、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるた

め、背景にある事情の調査を行い生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置付け

○いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け

いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

ＱＵを活用した生徒の人間関係づくりや異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を推進すると共に、生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ

防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な生徒への支援、指導

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情や行動をきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを養護教諭が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○生徒対象・保護者対象のアンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポー

ト班」による立案，対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い，安全を確保するとともに，いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で，適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，スクールサポーター等の外部専門家，警察や児童相談所，地方法務局，医療機関，民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら，早期解決に向けた最善の方法を講じます。

（６）いじめの解消

○いじめの解消については，少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに，必要に応じ，他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること。この相当な期間とは，少なくとも３か月を目安とする。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し，面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより，「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や，「相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは，次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を越前町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は，調査組織の設置，事実関係調査，関係保護者への情報提供，越前町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・越前町が調査主体になる場合は，事実関係を明確にするための調査に協力します。

(1) 未然防止のための体制

いじめ対策委員会

○いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に向けた協議

- 生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動
- 定期的な面談やアンケートの実施
- いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化

（２）いじめ事案への対処のための体制

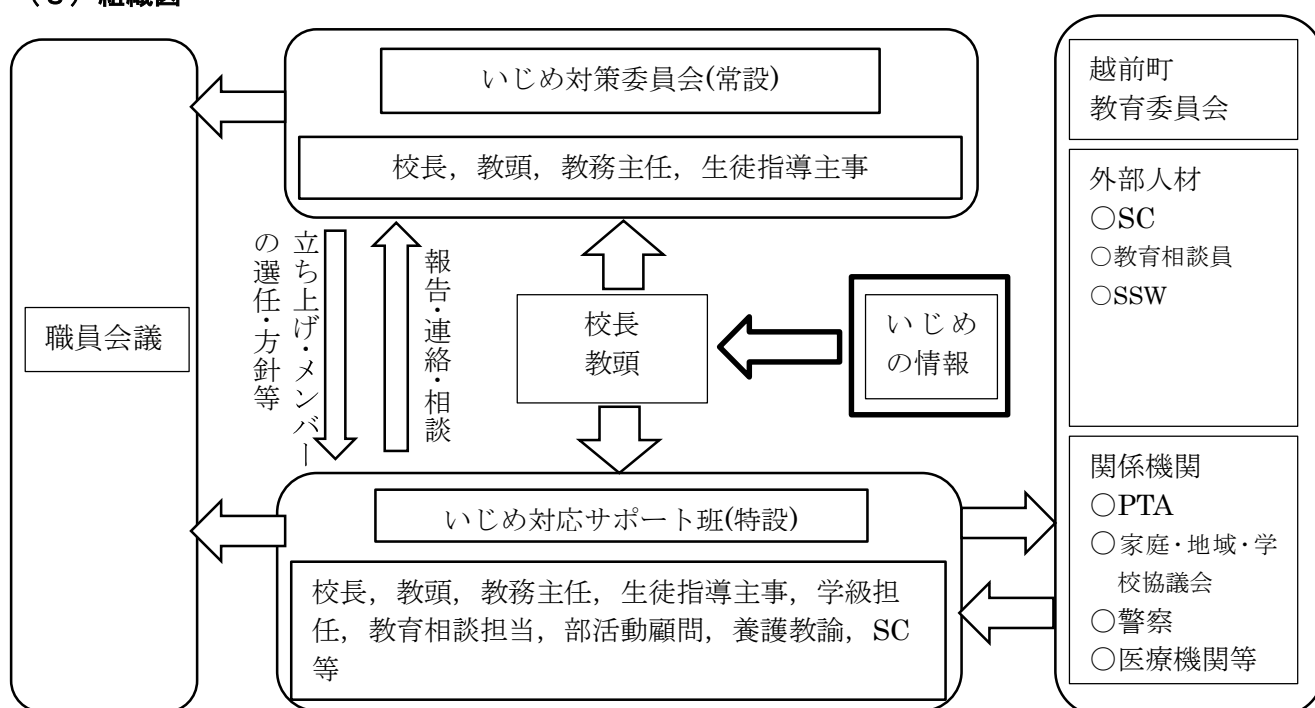
いじめ対応サポート班

○事実の確認作業(聴取・記録) ○関係生徒の家庭へ連絡

○関係生徒への指導支援 ○関係保護者への対応連携 ○関係機関との連携

- 全校生徒に対する啓発活動 ○家庭や地域に対する啓発活動

(3) 組織図



(4) 教育相談体制・計画、アンケートの実施

教職員一人一人が、いじめがあるのではないかと問題意識をもって、次のようなことに積極的に取り組み、情報は生徒指導主事・校長への一元化を図りながら早期発見に努めます。

① どの生徒に対しても、いじめがあるのではないかと問題意識をもつ。

○心の健康記録(心のお天気)、生活ノート(かもめ)、いじめアンケート、教育相談事前アンケート、保護者アンケート、学級満足度調査等を活用します。

○昼休みや保健室の様子、班活動の様子、配布するときの様子等の観察による把握に努めます。

② 生徒との面談を計画的に行う。

○教育相談週間等を活用して、計画的な個別面談を行います。

○心の専門家であるスクールカウンセラーを適宜活用します。

③ 校長のリーダーシップの下、緊密な情報交換をすることで強固な教職員間の協力体制を築く。

○気になる生徒の情報を出し合い、職員会議で情報の共有化を図ります。

○管理職、教育相談担当、スクールカウンセラーとの情報交換を、毎週行います。

心の健康記録(心のお天気)

週2回、養護教諭へ提出

生活ノート(かもめ)

毎日、担任へ提出

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめアンケート ・記名 ・必要に応じて公表		○					○				○	
教育相談 ・事前アンケート ・必要に応じてスクール カウンセラーと面談		○					○				○	
学級満足度調査QU			○									
保護者アンケート				○					○		○	

(5) 家庭・地域・関係機関との連携

保護者、PTA、家庭・地域・学校協議会との緊密な連携を図りながら、いじめ早期発見に努めます。

家庭・地域との相談しやすい関係を確立する。

○生活ノート、学年通信、電話等での情報交換を密にします。

○家庭からの訴えを、誠意をもって受け止めます。

○PTA、家庭・地域・学校協議会等の組織を活用して、早期発見に向けての啓発活動を行います。

5 いじめ対策の年間行動計画

【1学期】

月	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
4	◎いじめ対策委員会 ・基本方針 ・状況把握 ↓ ◎職員会議	○学級開き ○学級オリエンテーション ○学級目標の決定 □学級エンカウンターによる絆づくり □縦割り班による清掃活動 □生徒総会 □正式入部	○学級開き	○学級開き
5	◎PTA総会 ◎公開授業 ◎家庭・地域・学校協議会 ◎いじめ対策委員会 ・状況把握 ◎いじめアンケート ◎教育相談アンケート ◎教育相談	○学年集会 ・自分も相手も大切にする仲間づくり □校外学習	◇社会を明るくする運動 標語・作文コンクール □職場体験	□修学旅行
6	◎校内授業研究会 ◎いじめ対策委員会 ・状況把握 ◎学級満足度調査 ◎SCによる個人面談(1年)	□合唱祭 ○QUアンケート □壮行会 □地区夏季大会	□合唱祭 ○QUアンケート □壮行会 □地区夏季大会	□合唱祭 ○郡音楽会参加 □壮行会 □地区夏季大会
7	◎いじめ対策委員会 ・状況把握 ◎1学期保護者会	○男女共同参画気づき事業 □学校祭クラス企画	□学校祭クラス企画	□学校祭クラス企画 ◇情報モラル教室 ◇スマートマナーの取組の確認 □県吹奏楽コンクール

◇人権教育 ○教師による心の居場所づくり □生徒による絆づくり

【2学期】

月	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
8	◎学校評価 ◎校内研修 ・QU結果分析 ◎魅力ある学校づくり担 当者研修会 ◎いじめ対策委員会 ・2学期の計画 ↓ ◎職員会議	◇人権作文 ・あなたと私は、なぜ違うのだろう		
9	◎いじめ対策委員会 ・状況把握	◇スマートマナーの取組の反省 □体育祭 □文化祭 ・縦割りグループ、クラスごとによる絆づくり □キャプテン会議 □部活動目標の決定 □壮行会 □地区秋季大会 □壮行会 □地区秋季大会 □壮行会		
10	◎いじめアンケート ◎教育相談アンケート ◎教育相談 ◎いじめ対策委員会 ・状況把握 ◎校内授業研究会	□校外学習	□校外学習	○保育体験 □校外学習
11	◎いじめ対策委員会 ・状況把握 ◎SCによる個人面談(2年)	○e!体験Day □統一トレーニング ◇アサーショントレーニング		
		○進路説明会		
12	◎SCによる個人面談(3年) ◎2学期保護者会 ◎公開授業 ◎いじめ対策委員会 ・状況把握	○小学生体験入学 ○男女共同参画気づき事業(ようこそ先輩) □壮行会 □アンサンブルコンテスト	□壮行会 □アンサンブルコンテスト	○三者面談 □壮行会
		◇人権週間に関する取組 □生徒集会(クリスマス集会) ◇ひまわり教室 ◇スマートマナー取組の確認		

◇人権教育 ○教師による心の居場所づくり □生徒による絆づくり

【3学期】

月	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1	◎学校評価 ◎校内研修 ・ 2 学期の反省 ◎いじめ対策委員会 ・ 3 学期の計画 ・ 次年度の計画 ↓ ◎職員会議 ◎家庭・地域・学校協議会		○新年の抱負発表 □キャプテン会議 □部活動の取組状況	
2	◎いじめアンケート ◎教育相談アンケート ◎教育相談 ◎いじめ対策委員会 ・ 状況把握 ◎家庭・地域・学校協議会		◇スマートマナーの取組の反省	
3	◎いじめ対策委員会 ・ 今年度の反省 ・ 次年度計画 ↓ ◎職員会議 ・ 1 年間のまとめ		□3年生を送る会 □卒業式	

◇人権教育 ○教師による心の居場所づくり □生徒による絆づくり